

総合研究  
・教育と法・  
教育と法研究会

第3回

合宿引率中の飲酒と処分の相当性

星野 豊 (筑波大学准教授)

学校教職員の言動は、学校の内部で問題となるのみならず、生徒の保護者を含めた学校外からの信頼関係も大きく問題となることが少なくない。今回は、教員が保護者からの不快感を募らせたとの理由で処分を受けた事案である、大阪地判平成一九年一月二十九日（労判九五六号二九頁）、及びその控訴審である、大阪高判平成二〇年十一月四日（平成二〇年（ネ）二三号判例集未登載）を取りあげ、学校の内外に対する問題対処の姿勢について、考えてみることにしたい。

1 事実関係

被告Y大学は、大阪府吹田市等においてY大学、同附属y1高校、附属y2中学校、及び附属y3幼稚園を経営している学校法人である。原告Xは、Yに平成五年に採用され、y1高校及びy2中学校において英語科専任教員として勤務していた者である。

平成一八年二月、y1高校は二年生の修学旅行を北海道でのスキー学舎として開催し、Xも引率教員の一人として同行した。ところが、北海道新千歳空港から大阪伊丹空港まで

搭乗予定であった飛行機が、降雪により欠航となったため、同日は札幌市内のホテルに分宿し、翌日の飛行機で帰途につくこととなった。このため、一行は新千歳空港より札幌市内までバスに分乗し、札幌市内で夕食を取ったが、この夕食時に、Xを含む引率教員計三名が飲酒をしたとの報告が、y1高校に寄せられた（以下、「本件飲酒」という）。

y1高校の保護者を以て構成されるy1高校教育後援会（以下、単に「後援会」という）は、スキー学舎引率中の教員が飲酒をしたとの事実を重視し、y1高校に対して話し合いを申し入れたため、y1高校は、平成一八年四月に、A校長、B教頭、C事務長のほか、飲酒をしたD教諭及びE教諭が出席して、話し合いのための会合が開かれた。Xは、この会合に出るようにA校長から指示されていたが、当日、体調不良を理由に欠席した。後援会は、X及び飲酒の席に同席して自身は飲酒しなかったF教諭が話し合いに出席しなかったことについてさらにy1高校に対して説明を求め、再度の話し合いが五月に開かれることとなり、A校長、B教頭、C事務長、X、

Fのほか、保護者約二五名が出席した。

これらの話し合いの席上、X以外の教員らは、飲酒していないFを含めて、本件飲酒の事実ないし同席していた事実を認め、保護者らに対して謝罪した。しかしながら、Xは、事前にA校長より自己の見解を自由に述べて良い旨伝えられたとして、予め用意していた自己の見解を約四〇分間にわたり述べ、その中で、二カ月以上前のことである本件飲酒についてはよく覚えていない、飲んだかもしれないし飲んでいないかもしれない、他の人が飲んだと言うのであれば、飲んだことは否定し難い事実となるように思われるが、一緒にバスに乗っていた人から飲んでるように見えなかったと言われているので、飲んでいないかもしれない、なお、夕食時に焼き肉を食べたとA校長に説明したがそれは不正確で実はジンギスカンであり、自分が実際食べたのは刺身等であった、当日現地では、帰りの飛行機が欠航になることが判明した以降は、行程の目途がついたことに安堵し、緊急事態の認識はなかった、同僚教員が保護者に対して謝罪をさせられるに到った事態については

違和感を感じざるを得ない、Y1高校では非日常的行事等において飲酒が容認されていた慣行があり、節度をわきまえた飲酒は不祥事として責められるべきことではない、教師に謝罪を求めるで終わっては何も生まないのではないか、自尊心を傷つけられ自己批判を迫られた教員集団は気力が萎えて事なかれを優先とすることが習い性になってしまう傾向が強くなる、等と述べ、本件飲酒をした事実について明確な記憶がないことを理由に、本件飲酒について保護者らに対して謝罪することをしなかった。

話し合いに出席した保護者は、Xの説明に対して不信感を募らせ、やや感情的な発言を含めて、Xの説明に対する批判ないし非難が相次いだ。これに対して、スキー合宿に同行していたB教頭は、Xは一応事態を認めて説明をしたことでもあり、今回の件についてはこれで解決したものとして今後じっくりやっていきたい旨を述べたが、C事務長は、これだけ保護者が不信感を募らせているのに解決したというのはおかしいと発言し、A校長もこの件は終わっているとは思わない、本校の

全体を考えていく旨を述べた。

Xは、これらの発言に対して、緊急事態であるかどうかについては自分の認識が間違っていたことをお詫びする、飲んだという教員が二名いる以上飲んだ可能性はかなり高いと思うので、その可能性が一部でもあることは自分の責任なのでお詫びする、等と述べたが、このXの発言の後においても、なおXに対する不信感を示す保護者からの発言が続いた。

その後、本件飲酒を理由とする処分を検討する懲戒委員会により事情聴取と協議が行われ、七月二一日に、同委員会は、A校長に対し、Xを停職相当とすべきであるとの見解が七名の委員中五名であって四分の三以上の賛成に達しなかったことを報告した。しかしながら、Y大学理事会小委員会は、八月四日、Xに対する事情聴取を行い、協議を重ねた後、同月二八日、理事長に対し、Xを停職三カ月とすることが相当である旨報告した。これにより、Yは、八月二八日、Xに対し、本件飲酒を行ったことにより学校教育に対する保護者からの不信を招き、また、保護者との話し合いの場において自己の飲酒を速やかに認め

ず、謝罪に及ばなかったこと、飲酒を正当化しているような発言をしたこと等により、学校教育に対する本学の信用を深く傷つけ又は名誉を汚した、との理由を付して、停職三ヵ月とする懲戒処分を行った（以下、「本件停職処分」という）。なお、他の三人の教員については、同日付で、いずれも譴責処分となっている。

本件は、以上の事実関係の下で、XがYに対し、本件停職処分が無効であることを主張して、同期間内の給与の支払等を求め、さらに、本件停職処分はXの組合活動を理由とした個人攻撃であるとして、慰謝料の支払を求めたものである。

## 2 裁判所の判断

第一審である大阪地裁は、次のように判示して、Xの請求を棄却した。

一 「本件飲酒は、……少量とは言い難い……ものであって、スキー学舎の引率教諭として不適切なものであったというべきである。」  
そして、「Xが、五月一八日の話し合いの際まで本件飲酒の有無について明確に記憶して

いなかったとは認め難く、むしろ、本件飲酒をしたことを明確に記憶していたものと認めるのが相当である。」

二 「話し合いにおけるXの発言は、本件飲酒について明確な記憶がないとした上、本件飲酒に関する自己の行動を正当化し、謝罪を求める保護者の姿勢を批判するような話をし、よって本件飲酒の事実を認め、反省の意を示すことを免れようとしたものと認められる。」「このようなXの発言を聞いた保護者が、Xに対し、不信任を募らせ、教諭としての資質、担任としての適格性に疑義を抱いたのも、保護者の心情として無理からぬところというべきである。」

三 本件飲酒は、職務上の義務違反であるとともに、学校の「信用を傷つけ又は名誉を汚したとき」に当たる。また、話し合いの際のXの対応は、Yの職員として不適切な対応であり、保護者からの不信任を募らせたことは、学校の「信用を傷つけ又は名誉を汚したとき」に当たる。そして、懲戒手続過程でのXの対応をも考慮すると、「本件停職処分が、懲戒処分として、重きに失し、相当性を欠く

とは認められない。」

これに対して、第二審である大阪高裁は、次のように判示し、懲戒処分が無効であるとして原判決を変更したが、慰謝料請求については棄却した。

一 Xによる本件飲酒は、同行していたB教頭が気づかない程度の少量のものであったことが認められるが、「やはりスキー学舎の引率教諭としては不適切なものであったというべきである。」

二 「Xは、飲酒の有無の記憶が曖昧、不確かであったため、五月一八日の話し合いの際まで、本件飲酒の有無について慎重かつ厳密に考え、記憶の曖昧さ、不確かさをそのまま表現して明確な記憶がない旨を述べたに過ぎないと認められ、……明確に記憶していたにもかかわらず、あえてこれに反する発言をした」とは認められないが、「保護者らの心情を無視し、甚だ配慮に欠けるものであったと認められ」、「このようなXの発言を聞いた保護者らが、Xに対し、教諭としての資質、担任としての適格性に疑義を抱いたのも、保護者らの心情としては誠に無理からぬところ

というべきである。」もつとも、Xは、一定の反省と謝罪の意を示していることも認められる。

三 本件飲酒の事実や、話し合いの際のXの説明が保護者らの心情に対する配慮が欠けたものであったことは、職務上の義務に違反し、学校の「信用を傷つけ又は名誉を汚したとき」に該当するが、話し合いの席上では、一部の保護者によるやや冷静さを欠いた対応も見られたこと、Y側も保護者に対して有効な対応ができず、一人Xに対する非難を集中させるに任せたことも否定できないこと、他の教員の処分が譴責に止まっていること、Xには他に処分を受けた履歴が全くないこと、懲戒委員会においてもXを処分すべきであるとの決議には到らなかったことを総合考慮すれば、Xに対する処分としては、「たかだか減給程度の処分が相当であると認められ、仮に停職処分に付する余地があるとしてもごく短期間のもので十二分であると考えられ、いずれにしても、本件停職処分は、懲戒処分として、著しく重きに失し、裁量権を著しく逸脱したものとわがざるを得ない。」

四 本件停職処分は、相当性を欠くものとしても、「もともとXの行為は十分に懲戒事由に該当するというべきであって、……あえてXを貶めることを目的としたものであるとまで認めることはできず、……適正な手続を経ていないともいえないから、……Xの慰謝料請求を認容するに足りる程度まで違法であったとは認められないというべきである。」

### 3 問題点の考察

本件は、スキー合宿引率中の教員の飲酒が、主に保護者によって問疑され、教員や学校側の対応の不備も相まって、停職処分が発動されるに到ったことに対し、学校の有する処分の裁量権を著しく逸脱したものととして、処分が取り消された事案である。本件は、学校内部で管理者と教員の見解が対立したことから処分に至ったというよりも、むしろ保護者からの道徳的感覚に基づく不信感ないし抗議に對して、学校としてどのような対応を内外に對して行うべきかが問題となった点で特徴があり、今後の学校運営に對して与える影響は、極めて大きいものと思われる。

本件の第一審と第二審とは、結論こそ正反対となっているものの、本件飲酒（その量については認定に差があるもの）が引率教員として不適切であったこと、及び、話し合いに際してのXの対応が保護者らに對する配慮に欠けるものであり、保護者らがXに對して不信感を募らせたことは無理からぬものであったと判断したことは共通している。飛行機の欠航に對する対処と方針とが確定し、一応の安心感があったとはいえ、宿泊施設でもない屋外での食事中に飲酒をしたことは、突発的な事故の発生を恐れ等を考えるまでもなく、不適切であったことはほぼ疑いないところであるし、保護者との話し合いに際してXの用意した説明も、一般論としての教員の立場の正当性から議論が始まり、自己に對する非難や批判が種々発言された後になって、ようやく本件に關する保護者らの心情に若干配慮する発言を行うなど、自分自身の行動が問疑されているという自覚にやや欠けた面があり、弁明としてはかなり筋違いと評価せざるを得ないものである。

但し、Xによる本件飲酒及び話し合いでの

説明が保護者との信頼関係を損ねたことと、本件停職処分が下されたこととの間には、直感的に考えて、かなりの落差があることは否定できない。実際、停職三カ月という処分は、組織内の処分としては極めて重いことが明らかであり、仮に、Xの行為が本件停職処分に該当することが妥当であるならば、管理者であるA校長やB教頭にも監督不行届きを理由とする処分があっても差し支えない程度の事態である。また、同様に飲酒を行った他の教諭らとの処分の落差については、話し合いにおける説明、特に謝罪の有無に対する保護者からの反応の落差以外に説明がつかないものであり、そうであるとすれば、保護者からの信頼が失われたことのみを以て本件停職処分の理由として十分に關しては、Yが私立学校であって、保護者をはじめとする後援者からの事実上の協力の基に運営されているであろう背景事情を考慮したとしても、処分の公平さに対して疑問が生ずる余地が、否定できないように思われる。

実際に、本件のような事態は、教員の言動が保護者を含めた学校外から批判ないし非難

の対象となった場合には半ば必然的に生ずるものであり、学校としての対応方針を予め検討しておく必要があるであろう。

本件第二審に対して、Y大学は上告及び上告受理申立を行ったが、最高裁は上告棄却及び上告不受理決定をし、本判決は確定した（最決平成二十一年三月一三日、同年（オ）一三八号・同（受）一六六号判例集未登載）。

本判決が確定したことにより、Xに対する本件停職処分が取り消され、給与等の支払義務が生ずることは疑いないが、本件飲酒を理由とする処分をもう一度行うことができるかは、やや問題となるところである。すなわち、第二審判決は、「せいせい減給、仮に停職としてもごく短期間で十二分」と、本来学校の裁量権に属する等の処分の軽重について極めて具体的な判示をしているが、本判決によって本件停職処分が「取り消された」ことによつて、Xに対する処分にかかる調査や事情聴取結果が完全に覆ったことになるのか（この場合、Xを処分するためにはもう一度事実関係から調査を行う必要がある）、あるいは、事実関係は維持され、本件処分の結論のみが

無効となつているのか（この場合は、理事会において再度従前の調査結果を基に具体的な処分を下すことが可能となる）は、理論上紛れる点がないではない。

教職員の処分は、学校の本来的な業務とは異質のものではあるが、かかる事態となった場合には、関係者間の信頼は完全に破壊されており、紛争が限りなく激化する恐れがあることも明らかであるから、この点についても、事前の検討が不可欠であると思われる。

△参考文献▽

・本件については、第一審判決の判例評釈として、道幸哲也・法学セミナー六四七号一三〇頁（二〇〇八年）があるほか、X本人の開設したウェブサイト <http://www.014upps-net.net/deepthroat/> があ